

# 消防法が改正されます

消防庁次長通知 令和5年9月19日付消防危第249号（告示第68条の4関係）

従来、ガソリンの携行缶は金属製と限定されていましたが、消防法の改正により令和6年3月1日から一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められることとなりました

## 【新たに認められるプラスチック製容器について】

① 容器に UN 表示及び容器記号 3H1 が記されていること。



② 容積（容量）が 10 リットル以内であること。

10 リットルを超えるプラスチック製携行缶も市販されていますが、それらは消防法違反となりますのでご注意ください。

③ 容器は製造日から 5 年以内のものであること。

製造日から 5 年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。

### ○ 運搬容器の概要（A社製）

内 容 量：5 リットル、10 リットル

材 質：高密度ポリエチレン

収納油種：ガソリン（第四類第一石油類、危険等級Ⅱ）

製 造 国：カナダ

UN 表示：有（3H1、プラスチックジェリカン天板固着式）



### ○ 運搬容器の概要（B社製）

内 容 量：5 リットル

材 質：高密度ポリエチレン

収納油種：ガソリン（第四類第一石油類、危険等級Ⅱ）

製 造 国：中国

UN 表示：有（3H1、プラスチックジェリカン天板固着式）



【お問い合わせ先】 隠岐広域連合消防本部 危険物係 08512-2-2307